

利根町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1 目的

がんばる利根町応援基金条例（以下「ふるさと納税」という。）により利根町（以下「町」という。）へ寄附をされた町外に在住する方に対し、感謝の意味を込めて返礼品を贈呈することにより、町の魅力の発信並びに地元特産品のPR及び販路拡大による地域経済の活性化を図るため、返礼品の提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品協力事業者」という。）を募集します。

2 事業概要

- (1) 町の返礼品の贈呈は、寄附者が返礼品パンフレット又はふるさと納税専用のWEBサイト（以下「ふるさと納税ポータルサイト」という。）から、寄附金額に応じ希望するものを自由に選択できる制度を採用します。提供いただく商品やサービス（以下「商品等」という。）が、ふるさと納税に対する返礼品として認められた場合は、返礼品パンフレット及びふるさと納税ポータルサイトを通じて広く周知します。
- (2) 本事業の効率的な運営、安全かつ安心に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正な管理及び苦情等への対応に万全を期すため、町は返礼品取扱業務全般を指定する事業者（以下「委託事業者」という。）に委託します。返礼品協力事業者は、自社の商品等が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給に係る協議をする必要があります。

3 返礼品協力事業者の要件

返礼品協力事業者は、次の各号のいずれの要件にも該当している必要があります。ただし、要件を満たす場合であっても、ふるさと納税制度の趣旨その他から町が返礼品協力事業者として適当でないと認められた場合は、この限りではありません。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがあり、町内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売又は体験

を含む。以下同じ。)を行っている法人、団体又は個人事業者(以下「事業者」という。)であること。ただし、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等(平成31年総務省告示第179号。以下「総務省告示」という。)第5条8号に規定する返礼品を提供する事業者についてはこの限りではない。

- (2) 町税のほか、国税、県税等に滞納がないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 利根町個人情報保護法施行条例(令和4年利根町条例第21号)及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (6) 委託事業者と、個別に返礼品に関する情報について協議をし、登録を行うこと。
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

4 返礼品の要件

返礼品は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれにも該当している必要があります。ただし、要件を満たす場合であっても、総務省の定める基準を満たしていないなど町が返礼品として適当でないと認めたときは、この限りではありません。また、要件を満たしていない場合であっても、町の魅力の発信、地域経済の活性化等に資するものと町長が特に認めたものについては、返礼品として認める場合があります。

- (1) 体験型サービス(代行サービス等を含む。)以外 3の要件を満たす事業者が生産、製造又は加工を行っている生鮮食品、加工食品、工芸品等であって、次のいずれにも該当していること。ただし、総務省告示第5条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - ア 町内で生産、製造又は加工を行っていること。
 - イ 町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素があるものであること。

ウ 品質及び数量の面において、安定した供給が見込めること。ただし、供給できる季節が限定されるものの場合は、その期間内において安定供給が見込めるものであること。

エ 食品については、委託事業者及び配送事業者と調整の上、発送日を含めて、少なくとも7日間程度の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

オ 委託事業者が指定する配送事業者により配送が可能なものであること。

カ 写真データ等が提供可能であること。なお、写真データ等について、返礼品協力事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

(2) 体験型サービス 3の要件を満たす事業者が提供するサービス（代行サービス等を含む。）であって、次のいずれにも該当していること。

ア 町内及び町内の施設にてサービスが提供されること。

イ 町内の地域資源を利用していること。

ウ 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定できること。

エ 安全性の配慮がされていること。

5 返礼品協力事業者として登録することの利点

(1) 返礼品の送料は、町が負担します。

(2) 寄附者へ贈呈する特典やチラシを同封することにより、販路拡大の機会が増えます。

(3) 町公式ホームページ、返礼品パンフレット、ふるさと納税ポータルサイト等で事業者名及び商品名がPRされます。

6 募集期間

随時、募集しています。

7 登録の申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて、利根町役場財政

課へ持参又は郵送にて提出してください。なお、申請にかかる費用は、返礼品協力事業者の負担とします。

- (1) 利根町ふるさと納税返礼品協力事業者・返礼品登録申込書（様式第1号）
- (2) 利根町ふるさと納税返礼品申請書（様式第2号）
 - ※ 原則，1商品等につき1枚提出してください。
 - ※ 登録する商品等が多いときは，様式第2号の内容を満たしている任意様式に代えることも可とします。

8 返礼品協力事業者及び返礼品の内容変更等

- (1) 返礼品協力事業者は，登録した企業情報及び返礼品の内容を変更する場合又は辞退する場合は，「利根町ふるさと納税返礼品等の変更・取りやめ申請書」（様式第3号）により，速やかに町と委託事業者へ報告してください。
- (2) 返礼品を変更する際は，利根町ふるさと納税返礼品申請書を作成し，併せて提出してください。
- (3) 変更又は辞退により発生する費用は，返礼品協力事業者の負担とします。

9 返礼品協力事業者及び返礼品の登録取消

町は，登録された返礼品協力事業者又は返礼品が次のいずれかに該当する場合は，当該返礼品協力事業者に係る返礼品協力事業者登録及び返礼品登録を取り消すこととします。（複数の返礼品を登録している事業者の一部の返礼品が②にのみ該当するときは，当該返礼品の登録のみを取り消します。）

- (1) 3に定める要件に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 4に定める要件に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 提出書類に虚偽があったとき。
- (4) 町に損害を及ぼす行為があったとき。
- (5) 事業者の破産手続が開始されたとき。

10 返礼品協力事業者及び返礼品の見直しについて

- (1) 返礼品協力事業者及び返礼品については、原則として毎年見直しを行います。
- (2) 見直しは、年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、返礼品協力事業者と協議を行い、登録内容の変更について検討します。
- (3) 町は、その他必要に応じて返礼品協力事業者と見直しの協議を行うことがあります。

11 その他の留意事項

- (1) 返礼品協力事業者は、委託事業者から本事業の実施のために必要な書類や画像等の提供の依頼があった場合は、当該書類等を委託事業者へ提出してください。
- (2) 町がふるさと納税の広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品協力事業者へ返礼品見本の提供のお願いをすることがあります。
- (3) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品協力事業者の責任において処理を行うこととし、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情等の内容及び対応について、速やかに町及び委託事業者へ口頭又は書面により報告してください。また、品質等に係る保証についても、返礼品協力事業者が行うこととします。
- (4) ふるさと納税及びその返礼品については、総務省の定める基準によるものとし、その見直し等があった場合には、要件等を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

12 申込み及び問合せ先

利根町役場財政課

〒300-1696 利根町大字布川 8 4 1 番地 1

TEL : 0297-68-2211 (代表) FAX : 0297-68-7990

メールアドレス : furusatonouzei@town.tone.lg.jp